

平成30年4月から

# 障がい者総合支援制度 がかわりました

平成30年4月から障害者総合支援法 ※および児童福祉法の一部改正に伴い、制度の一部がかわりました。

※障害者総合支援法・・・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

## 改正の概要

### 1 新しいサービスが創設されました。

- 「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」の創設

[詳しくは 2 ページ へ](#)

### 2 サービス内容の拡充が行われました。

- 「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大
- 「重度訪問介護」の訪問先の拡大
- 共同生活援助の新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」の創設
- 補装具利用の仕組みの変更

[詳しくは 4 ページ へ](#)

### 3 障害者総合支援法の対象となる疾病が拡大されました。

- 「障がい福祉サービス等」の対象となる疾病が359に拡大されました。

[詳しくは 5 ページ へ](#)

### 4 高齢障がい者の方のための利用者負担軽減制度がはじまりました。

[詳しくは 7 ページ へ](#)

# 1 新しいサービス が創設されました。

- 平成30年4月1日から新しい障がい福祉サービスが創設されました。

- ① 自立生活援助
- ② 就労定着支援
- ③ 居宅訪問型児童発達支援

## 1 自立生活援助



### 自立生活援助とは？

- 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に、一定の期間にわたり、日常生活の中での課題に対して、必要な情報の提供や助言をしたり、関係機関や地域住民との連絡調整を行うサービスです。



### 対象となる方

- 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- 障がいや疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合も含まれます）、家族による支援が見込めない※ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※ 「家族による支援が見込めない」とは、

- ・同居している家族が、障がいのため介護や移動支援が必要である等、障がい福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合、
- ・同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり自宅での療養が必要な場合、
- ・同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合、
- ・その他同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合、等です。

## 2 就労定着支援

### 就労に伴い生じている生活面の課題

生活リズム、体調の管理、給料の浪費等

- 遅刻や欠勤の増加
- 身だしなみの乱れ
- 薬の飲み忘れ

### 就労定着支援とは？

- 就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した方に対して、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行うサービスです。



### 対象となる方

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、就労を継続している期間が6か月を経過した障がい者※で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。

※就労を継続している期間が6か月以上42か月（3年6か月）未満の方がサービス利用対象者です。



※自立生活援助、自立訓練（生活訓練）と併せて支給決定を受けることはできません。

## 3 居宅訪問型児童発達支援

### 居宅訪問型児童発達支援とは？

- 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

### 具体的な支援の内容（一例）

- 手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- 絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動 等



### 対象となる方

- 重度の障がい等※により、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。

※人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合、重い病気のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

## 2

# サービス内容の拡充が行われました。

### 1 保育所等訪問支援の支援対象の拡大



#### 改正内容

- 保育所等の施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うサービスである「保育所等訪問支援」について、訪問先の対象が、保育所、幼稚園、小学校等のほか乳児院、児童養護施設にも拡大されました。

### 2 「重度訪問介護」の訪問先の拡大



#### 改正内容

- 重度訪問介護を利用している障がい支援区分6の障がい者について、入院又は入所中の病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院においても、病院の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援を基本とした重度訪問介護の利用ができるようになりました。

### 3 日中サービス支援型グループホームの創設



#### 改正内容

- 障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として日中サービス支援型グループホームが創設されました。

### 4 補装具利用の仕組みの変更

#### 改正内容

- 補装具は、身体障がい者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としており、購入が原則となっています。
- 改正障害者総合支援法では「借受け」が適当と認められる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となりました。  
以下のような場合には、「借受け」による支給決定が可能となります。
  - ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
  - ② 障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
  - ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合
- 借受けを希望される場合は、お住まいの市町村の窓口にご相談ください。

# 3

## 「障害者総合支援法」の対象となる疾病が359に拡大されました。

- 平成30年4月1日から「障がい福祉サービス等※<sup>1</sup>」の対象となる疾病が、358から359へ拡大されました。
- 対象となる方は、障がい者手帳※<sup>2</sup>をお持ちでなくても、必要と認められた支援を受けることができます。
- 対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。



※<sup>1</sup> 障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
 (障がい児の場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む)  
 ※<sup>2</sup> 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

### 平成30年4月1日から新たに対象となった疾病

- 特発性多中心性キャスルマン病

### 平成30年4月1日から表記が変更された疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

### ※難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているもの

平成30年4月1日より

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
10 アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
34 ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
61 関節リウマチ	悪性関節リウマチ
71 強皮症	全身性強皮症
97 原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） 原発性高カイロミクロン血症
116 抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
122 ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
148 若年性肺気腫	α1-アンチトリプシン欠乏症
175 成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
231 TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
245 特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
259 膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
301 PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

注) 障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広がっています。

# 4

## 高齢障がい者の方の 利用者負担軽減制度

が始まりました。

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス※<sup>1</sup>の支給決定を受けていた方で一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービス※<sup>2</sup>の利用者負担が償還されます。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護

### 償還の流れ

対象の障がい福祉サービス

ホームヘルプ  
(居宅介護、  
重度訪問介護)

デイサービス  
(生活介護)

ショートステイ  
(短期入所)

65歳に達する前5年以上  
対象の障がい福祉サービス※<sup>1</sup>を利用

介護保険へ  
移行

対象の介護保険サービス※<sup>2</sup>を利用

利用者負担を事業所等に支払

利用者負担の償還

**償還を受けるには、事前に  
市町村障がい福祉担当課への  
申請書の提出が必要です。**

要件に該当することを申告し、  
市町村から決定を受ける必要があります。

## 対象となる方

### 次の①～④を全て満たす方

①	<b>65歳に達する日前5年間</b> 、特定の障がい福祉サービス※の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。 ※ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
②	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は、前年度）において <b>市町村民税非課税者</b> 又は <b>生活保護受給者等</b> であったこと。（申請時も同様）
③	障がい支援区分（障がい程度区分）が、 <b>区分2以上</b> であったこと。
④	65歳に達するまでに <b>介護保険法による保険給付を受けていない</b> こと。

## よくある質問



**Q** 「63歳の時に入院して、障がい福祉サービスを利用していない期間がある」場合は対象になりますか？

**A** やむを得ない事由により、障がい福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合も、制度の対象となる場合があります。詳しくは、**お住まいの市町村障がい福祉担当課**にお問い合わせください。





詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大阪市障がい支援課	06-6208-7986	箕面市福祉事務所	072-727-9506
堺市障害者支援課	072-228-7510	柏原市福祉事務所	072-972-1501
高槻市障がい福祉課	072-674-7164	羽曳野市福祉事務所	072-958-1111
東大阪市障害者支援室	06-4309-3184	門真市福祉事務所	06-6902-6154
岸和田市福祉事務所	072-423-9469	摂津市福祉事務所	06-6383-1374
豊中市障害福祉課	06-6858-2224	高石市福祉事務所	072-275-6294
池田市福祉事務所	072-754-6255	藤井寺市福祉事務所	072-939-1106
吹田市福祉事務所	06-6384-1348	泉南市福祉事務所	072-483-8252
泉大津市社会福祉事務所	0725-33-1131	四條畷市福祉事務所	072-877-2121
貝塚市福祉事務所	072-433-7012	交野市福祉事務所	072-893-6400
守口市福祉事務所	06-6992-1630	大阪狭山市福祉事務所	072-366-0011
枚方市福祉事務所	072-841-1457	阪南市福祉事務所	072-471-5678
茨木市福祉事務所	072-620-1636	島本町福祉事務所	075-962-7460
八尾市福祉事務所	072-924-3838	豊能町生活福祉部福祉課	072-739-3420
泉佐野市福祉事務所	072-463-1212	能勢町健康福祉部	072-731-2150
富田林市福祉事務所	0721-25-1000	忠岡町いきがい支援課	0725-22-1122
寝屋川市福祉事務所	072-824-1181	熊取町介護保険・障がい福祉課	072-452-6289
河内長野市福祉事務所	0721-53-1111	田尻町民生部福祉課	072-466-8813
松原市福祉事務所	072-337-3115	岬町福祉課	072-492-2700
大東市福祉事務所	072-870-9630	太子町健康福祉部福祉課	0721-98-5519
和泉市福祉事務所	0725-99-8133	河南町高齢障がい福祉課	0721-93-2500
		千早赤阪村健康福祉課	0721-72-0081

**大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 制度推進グループ**

**電 話 06-6941-0351 (内線 2464、4145)**

**F A X 06-6942-7215**

**ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/keikakusuishin/jiritushien/>**